

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月15日 千葉地方法務局匝瑳支局 登記官 別府雅樹

記

意見又は資料の提出先

〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方法務局不動産登記部門 所有者不明土地対策室

電話番号 043-302-1393

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
0405 - 2026 - 0001	旭市イ字下宿	2 0 4 7	畑	4 4 9
0405 - 2026 - 0002	旭市イ字慶長	4 2 1 2 - 3 9	原野	1 1 2
0405 - 2026 - 0003	旭市イ字細田	1 5 7 2	墳墓地	9 9
0405 - 2026 - 0004	旭市イ字細田	1 7 4 1 - 5	宅地	1 3 ・ 2 2
0405 - 2026 - 0005	旭市イ字瀬道	1 2 7 8 - 1	山林	2 2 8
0405 - 2026 - 0006	旭市イ字中宿	1 9 9 4 - 1	畑	4 7 2
0405 - 2026 - 0007	旭市イ字道山野	5 2 1 8	田	1 9
0405 - 2026 - 0008	旭市イ字土ノ妻	2 3 3 4	墓地	1 0 4 1
0405 - 2026 - 0009	旭市イ字土ノ妻	2 3 3 9	墓地	1 6 0 6